

議案第6号

町田市教育委員会請願等取扱要項の一部改正について

上記の議案を提出する。

2025年5月9日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、教育委員会定例会で審議する請願に関する規定を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会請願等取扱要項を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

教育委員会定例会で審議する請願に関する規定を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

(1) 教育委員会定例会に付議する際の請願受理日を開催日の10日前(土日祝日を除く)に改めます。(第2条関係)

(2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2025年5月12日から施行します。

町田市教育委員会請願等取扱要項の一部を改正する要項

町田市教育委員会請願等取扱要項（２０１６年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第１条 この要項は、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願の取扱いについて、町田市教育委員会会議規則（昭和６３年町田市教育委員会規則第２号）第２９条から第３１条に定めるもののほか必要な事項を定める。	第１条 この要項は、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願の取扱いについて、町田市教育委員会会議規則（昭和６３年町田市教育委員会規則第２号）第２９条乃至第３１条に定めるもののほか必要な事項を定める。
第２条 教育委員会定例会（以下「定例会」という。）開催日の <u>１０</u> 日前（土日祝日を除く）までに受理した請願については、原則として、その定例会に付議しなければならない。ただし、請願が多数提出された場合など審査に相当の時間を要すると認めるときは、次の定例会に付議することができる。	第２条 教育委員会定例会（以下「定例会」という。）開催日の <u>５</u> 日前（土日祝日を除く）までに受理した請願については、原則として、その定例会に付議しなければならない。ただし、請願が多数提出された場合など審査に相当の時間を要すると認めるときは、次の定例会に付議することができる。

附 則

この要項は、２０２５年５月１２日から施行する。

町田市教育委員会請願等取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対する請願の取扱いについて、町田市教育委員会会議規則(昭和63年町田市教育委員会規則第2号)第29条乃至第31条に定めるもののほか必要な事項を定める。

(付議)

第2条 教育委員会定例会(以下「定例会」という。)開催日の5日前(土日祝日を除く)までに受理した請願については、原則として、その定例会に付議しなければならない。ただし、請願が多数提出された場合など審査に相当の時間を要すると認めるときは、次の定例会に付議することができる。

(会議日程等の連絡)

第3条 前条の規定により付議の時期が決まったときは、請願者に対して、会議日程等を連絡しなければならない。

(庶務)

第4条 請願の事務処理に関する庶務は、教育総務課において行う。

附 則

この要項は、2016年4月1日から施行する。